

改正 平成15年1月7日規則第1号 平成17年3月29日規則第43号
平成22年3月9日規則第8号 令和元年6月25日規則第15号

神奈川県立相模湖交流センター条例施行規則をここに公布する。

神奈川県立相模湖交流センター条例施行規則

(指定管理者指定申請書)

第1条 神奈川県立相模湖交流センター条例(平成11年神奈川県条例第40号。以下「条例」という。)

第4条第1項に規定する申請書は、神奈川県立相模湖交流センター指定管理者指定申請書(別記様式)とする。

全部改正〔平成17年規則43号〕、一部改正〔平成22年規則8号〕

(指定管理者の公募の公告)

第2条 知事は、指定管理者を公募するときは、神奈川県公報に次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 指定管理者を公募する施設の名称及び指定の期間
- (2) 指定管理者の指定の基準
- (3) 申請書の受付期間及び受付場所
- (4) 指定管理者の指定の申請に関し必要な事項を記載した書類の配布期間及び配布場所
- (5) その他必要な事項

全部改正〔平成17年規則43号〕

(指定管理者の指定の基準)

第3条 条例第5条第8号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 必要な人材を確保することができることと認められること。
- (2) 水源地域の自然の保全及び活性化を図り、併せて県民に水源地域の自然とのふれあい及び多様な交流活動の場を提供するための施設としての神奈川県立相模湖交流センター(以下「センター」という。)の役割を適切に担えること。

追加〔平成17年規則43号〕

(利用の申込み)

第4条 条例第11条第1項の規定により利用の承認を受けようとする者は、利用しようとする日(以下「利用日」という。)の6月前の日の属する月の初日から利用日の当日までに、指定管理者に利用の申込みをしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定管理者の承認を受けて同項に定める期間前に利用の申込みをすることができる。

- (1) 国、県、県内の市町村若しくは一部事務組合の機関又は指定管理者が、水源地域の自然の保全及び活性化を図ることを目的とした催し等を行うために利用するとき。
- (2) 水源地域の自然の保全及び活性化を図ることを目的とした公共的団体が県民の水源地域の自然とのふれあい及び多様な交流活動の推進を図ることを目的とした催し等を行うために利用するとき。

一部改正〔平成15年規則1号・17年43号・22年8号〕

(利用の申込みの特例承認の申請)

第5条 前条第2項の規定により同条第1項に定める期間前に利用の申込みをすることについての承認を受けようとする者は、利用日の7月前の日の属する月の20日までに指定管理者に申請しなければならない。

一部改正〔平成15年規則1号・17年43号〕

(遵守事項)

第6条 センターを利用しようとする者(承認を受けた者又は利用目的に応じて入館した者をいう。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用目的以外の目的にセンターの施設及び設備を利用しないこと。

- (2) 付属設備をセンター外に持ち出さないこと。
- (3) 許可なく壁、柱、窓、扉等に、ポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくははり付け、文字等を書き、又はくぎ類を打たないこと。
- (4) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。
- (5) 許可なく火気を使用し、又は特別の設備をしないこと。
- (6) 許可なく寄附金の募集、物品の販売等を行わないこと。
- (7) 定められた場所以外の場所で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (8) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (9) 収容定員を超えて入場させないこと。
- (10) 係員の指示に従うこと。

一部改正〔平成17年規則43号・22年8号〕

(利用料金の承認の申請)

第7条 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、収支予算書その他知事が必要と認める書類を添付して知事に申請しなければならない。

追加〔平成22年規則8号〕

(入場料を徴収しない場合の定義)

第8条 条例別表第1に規定する利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 入場者から当該催し等に係る対価を直接又は間接に徴収しない場合
- (2) 入場者が当該催し等に要する経費を直接又は間接に負担しない場合

一部改正〔平成17年規則43号・22年8号〕

附 則

この規則は、条例第1条及び第2条の規定の施行の日から施行する。ただし、第3条から第8条まで、第11条第1項、及び第13条から第17条までの規定は、平成12年1月1日から施行する。

附 則 (平成15年1月7日規則第1号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成15年11月1日以後の利用に係る申込みについて適用し、同日前の利用に係る申込みについては、なお従前の例による。

附 則 (平成17年3月29日規則第43号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第3条から第7条まで及び第9条から第15条までの規定は、平成18年9月1日(同日前に神奈川県立相模湖交流センター条例の一部を改正する条例(平成17年神奈川県条例第27号)による改正後の神奈川県立相模湖交流センター条例(平成11年神奈川県条例第40号)第5条の規定により指定管理者の指定をした場合にあつては、当該指定の日。以下「指定等の日」という。)までの間は、なおその効力を有する。
- 3 指定等の日以前に前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の第4条の規定によりされた申請は、改正後の第5条の規定によりされた申請とみなす。
- 4 指定等の日以前に附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の第3条第2項の規定によりされた承認その他の処分は、改正後の第4条第2項の規定によりされた承認その他の処分とみなす。

附 則 (平成22年3月9日規則第8号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成22年3月26日から施行する。
- 2 神奈川県立相模湖交流センター条例の一部を改正する条例(平成21年神奈川県条例第92号)附則第2項の規定による承認のうち同条例による改正後の神奈川県立相模湖交流センター条例(平成11年神奈川県条例第40号)第12条第2項、別表第1及び別表第2の規定の例による承認については、改正後の第7条の規定の例による。

附 則 (令和元年6月25日規則第15号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

別記様式

(第1条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔平成17年規則43号〕、一部改正〔平成22年規則8号・令和元年15号〕